

(仮称) 栗子山風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する省令*

第12条第1項の規定に基づく意見

(※：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日通商産業省令第54号）

1 総括的事項

(1) 本事業計画は、福島市と山形県米沢市の行政境界付近の栗子山南側山稜上において大規模な風力発電事業を想定するものであるが、現時点では計画の熟度が低いことから、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）において、風力発電機の配置等の具体的な内容を明らかにすること。

(2) 環境影響評価の実施に当たっては、基礎資料の収集に十全を期し、最新の知見及び評価方法を採用するとともに、住宅の分布、風況その他自然状況等の多面的な視点から事業計画に関する複数案を検討し、綿密な調査の実施により、風力発電施設・関連施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小となる計画とすること。

具体的には、事業実施想定区域から、まとまりのある自然植生、希少な動植物の生息地等の地域を極力除外すること。また、近隣住民の居住環境、重要な水源、保安林の機能、景観資源、交通、電波通信等に支障を来さないようにすること。

(3) 本事業計画の実施に当たっては、地元住民の理解が不可欠であることから、必要な情報の事前周知及び十分な説明と意見の聴取を行い、地元住民の懸念事項の的確な把握に努めること。また、環境影響評価図書の縦覧に当たっては、縦覧期間終了後もインターネットなどによる閲覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図るとともに、住民の利便性向上及び情報公開に努めること。

(4) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（FIT）による事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。また、環境保全措置を含めた事業内容が健全に持続可能なものとなるように企画し、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。

2 大気質について

風力発電機等を福島県相馬港から輸送する想定であり、輸送経路周辺には住宅や学校等が点在していることから、建設機械や車両から発生する排出ガス等による影響が懸念される。このため、気象を含む地域特性を踏まえ、工事中資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等について、事業実施想定区域周辺への影響を適切に調査、予測及び評価できる方法を検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

3 騒音・振動について

風力発電機等を福島県相馬港から輸送する想定であり、輸送経路周辺には住宅や学校等が点在していることから、騒音及び振動による影響が懸念される。このため、工事中資材の輸送等に伴い発生する騒音及び振動について、輸送経路周辺の住民の生活環境等への影響を適切に調査、予測及び評価できる方法を検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

4 地形・地盤について

- (1) 大型の風力発電機は安定した地盤上に建設されることが不可欠であることから、地盤調査を十分に実施して適切な施工計画を策定すること。なお、事業実施想定区域及びその周辺には砂防指定地が存在することから、土砂流出防止対策や集中豪雨等による被害防止対策について検討すること。
- (2) 土地の切盛りは必要最小限とし、その内容を方法書に具体的に記載すること。

5 水環境について

事業実施想定区域及びその周辺は阿武隈川水系松川の上流域であり、福島市水源保護地域に隣接していることから、大規模な森林伐開等により濁水や汚水の流出による河川への影響が懸念される。このため、沈砂池の設置、適切な生活排水対策、それらの対策の維持管理等の環境保全措置を綿密に検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

6 動植物・生態系について

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺は、鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊や茂庭自然環境保全地域等の豊かな自然環境が分布している地域であり、本事業計画の実施により、動植物及び生態系への影響が懸念される。このため、工事中資材の輸送、造成工事等の施工、風力発電機の建設等により生じる動植物及び生態系への影響を適切に調査、予測及び評価できる方法を検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

(2) 事業実施想定区域及びその周辺ではイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、渡り鳥の渡り経路が存在することから、本事業計画の実施により風力発電機への衝突事故及び渡り経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため風力発電機の配置等の検討に当たり、専門家等の助言や最新の知見をもとに鳥類への影響を適切に調査、予測及び評価できる方法を検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

また、一般的に強風時には飛翔しないコウモリ類の特性を踏まえ、風力発電機のカットイン風速とコウモリの衝突頻度との関係について調査、予測及び評価を行うこと。なお、高高度における飛翔状況の調査方法については、紫外線による昆虫の集合特性を回避するためLED照明等を利用した調査を検討すること。また、猛禽類及びコウモリ類の繁殖活動の調査については、地域的に偏りが生じないよう綿密な計画とすること。

(3) 本事業計画の実施により、土砂や濁水の流入、湧水量の減少による河川の源流域への影響が懸念されることから、水生生物の調査地点を可能な限り多く設け、これらの影響を可能な限り回避する計画とすること。

7 景観について

風力発電機の大きさ、塗色、配置等については、供用時に圧迫感や威圧感を感じさせる等の景観への影響が懸念されることから、風力発電機の配置等の検討に当たり、主要な眺望点からの眺望や景観資源の利用状況等を把握した上で、それらへの影響を適切に評価できる方法を検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。なお、評価に当たっては、視野角だけでなく、二列配置や等間隔に設置されているか否か等の風力発電機の並び方についても複数案を検討すること。

8 放射線の量について

原子力規制委員会が実施している航空機モニタリング結果によれば、事業実施想定区域及びその周辺において特に高い放射線量が測定された地点は確認されていないが、確認のため、風力発電機設置予定地点や工事用道路上を含む周辺の空間線量率を面的に測定し、周辺より高い場合は、複数の地点において土壤中の放射性物質濃度を測定するなど、現地の状況を的確に把握する方法を検討すること。

9 電波障害について

風力発電機の設置による電波障害の影響を適切に評価できる方法を検討し、その結果を方法書に記載すること。

10 その他

- (1) 資材の運搬等のために使用することが想定される事業実施想定区域及びその周辺の道路について、交通安全対策を十分に検討すること。
- (2) 計画施設の稼働中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ検討し、その内容を方法書に記載すること。
- (3) 本事業計画の推進に当たっては、必要に応じて関係機関と協議すること。

(※参考 事業の概要)

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 事業者の名称 | J R東日本エネルギー開発株式会社 |
| 2 | 事業の名称 | (仮称) 栗子山風力発電事業 |
| 3 | 事業の種類 | 風力発電所設置事業 |
| 4 | 事業の規模 | 発電設備出力 最大34,000キロワット(3,000～4,200キロワット級の風力発電機を最大10基設置) |
| 5 | 事業実施想定区域 | 山形県米沢市の栗子山南側山稜上 |